

# 訪問介護の指定事業者が行うサービスと報酬 (R8.6.1改定後)

サービス種別	対象者	訪問介護相当サービス		くらし応援サービス (訪問型サービスA1)	
訪問型サービス費	総合事業対象者 要支援1・2	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; height: 100%; border: none;"> <div style="border: none; width: 50%;"></div> <div style="border: none; width: 50%;"></div> </div>	
		1週に1回程度の場合	1,176/月		
		1週に2回程度の場合	2,349/月		
		1週に2回を超える程度の場合	3,727/月		
		1月当たりの回数を定める場合(1回につき)			
		標準的な内容の訪問型サービスである場合	287/回		
		生活援助が中心である場合			
		20分以上～45分未満	179/回		
45分以上	220/回	45分以上	220/回		
短時間の身体介護が中心である場合		163/回			
1単位	10円				
サービス提供時間の考え方	<p>「訪問介護相当サービス※」は、1回当たりの提供時間は60分程度 ※生活援助が中心である場合と短時間の身体介護を除く  「訪問介護相当サービス」の生活援助が中心である場合及び「くらし応援サービス」は、1回当たりの提供時間「20分以上～45分未満」または「45分以上」で選択  ☆くらし応援サービスの利用は、月10回が上限です。  ☆くらし応援サービスについて、サービスコードの設定項目に沿って記載しなしております。  注)「訪問介護相当サービス」の1回あたりの単位数の算定は、1月当たりの単位数の範囲を上限とする。  注)生活援助従事者研修修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において報酬を算定できない。</p>				

# 訪問介護の指定事業者が行うサービスと報酬 (R8.6.1改定後)

サービス種別		訪問介護相当サービス	くらし応援サービス (訪問型サービスA1)
		加算等算定内容	
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%減算	
業務継続計画未策定減算 ※令和7年4月1日から適用		所定単位数の1%減算	
対象外算定項目 支給限度額の	同一建物減算 ※支給限度額の対象外算定項目	訪問サービス費の100分の90 ※支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入 ※事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者又はこれ以外の同一建物に居住する利用者20人以上にサービスを行う場合	
		訪問サービス費の100分の85 ※支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入 ※事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者50人以上にサービスを行う場合	
		訪問サービス費の100分の88 ※支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入 ※事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に居住する利用者が50人未満)	
	特別地域加算	回数単位での請求の場合・・・1回につき所定単位数の15%加算	
		月単位での請求の場合・・・1月につき所定単位数の15%加算	
	中山間地域等における小規模事業所加算	回数単位での請求の場合・・・1回につき所定単位数の10%加算	
		月単位での請求の場合・・・1月につき所定単位数の10%加算	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	回数単位での請求の場合・・・1回につき所定単位数の5%加算	
		月単位での請求の場合・・・1月につき所定単位数の5%加算	
	初回加算		200/月 (初回のみ)
生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100/月 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200/月 ※事業対象者は算定不可	なし
口腔連携強化加算		50/回 (1月1回まで)	なし

## 訪問介護の指定事業者が行うサービスと報酬 (R8.6.1改定後)

サービス種別		訪問介護相当サービス	くらし応援サービス (訪問型サービスA1)
		加算等算定内容	
支給限度額の 対象外算定項目	<b>介護職員等処遇改善加算</b>	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ…所定単位数の270/1000加算	
		(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ…所定単位数の287/1000加算	
		(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ…所定単位数の249/1000加算	
		(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ…所定単位数の266/1000加算	
		(5) 介護職員等処遇改善加算 (III) …所定単位数の207/1000加算	
		(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV) …所定単位数の170/1000加算	

# 訪問型サービスの人員、設備等基準 (R8.6.1改定後)

項目		訪問介護相当サービス	くらし応援サービス(訪問型サービスA1)
管理者		常勤専従1人以上 ※管理上支障がなければ、事業所の他の職務又は他の事業所等の職務兼務可能	専従1人以上 ※管理上支障がなければ、事業所の他の職務又は他の事業所等の職務兼務可能
従事者	人員	訪問介護員等常勤換算で2.5人以上	1人以上必要数
	資格	介護福祉士 介護職員初任者研修等修了者 生活援助従事者研修修了者(ただし、生活援助中心型サービスのみに従事可能)	介護福祉士 介護職員初任者研修等修了者 生活援助従事者研修修了者 くらし応援サービス従事者研修修了者(市主催)
サービス提供責任者の資格 (くらし応援サービスは訪問事業責任者)		常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上	訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※訪問介護等と一体的に運営する場合、訪問介護等の基準を満たし、訪問介護等に支障がない場合については、サービス提供責任者の員数に訪問型サービスA1の利用者数も含めた数とすることができる。この場合、サービス利用者1人を要介護者1人とみなして利用者数と計算する。
		資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者	資格要件:介護福祉士、初任者研修等修了者
		※ 一部非常勤職員でも可能(当該事業所における勤務時間が、常勤職員が勤務すべき時間数の2分の1以上であること) ※ 支障がない場合、同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所と兼務可	
設備		事業運営に必要な専用の区画 必要な設備・備品 ※ 訪問介護等と一体的に運営する場合、訪問介護等の基準を満たすことをもって、上記基準を満たしているものとみなす。	
運営		現行の訪問介護と概ね同様 モニタリングは1ヶ月に1回	現行の訪問介護と概ね同様 モニタリングは3ヶ月に1回

# 通所介護の指定事業者が行うサービスと報酬 (R8.6.1改定後)

サービス種別	通所介護相当サービス			生きがいデイサービス (通所型サービスA)		
通所型サービス費 (1回当たり)	総合事業対象者 要支援1	1月の中で全部で4回まで (入浴なし)	386/回	1月の中で全部で4回まで (入浴なし)	321/回	
		1月の中で全部で4回まで (入浴あり)	436/回	1月の中で全部で4回まで (入浴あり)	371/回	
		1月の中で全部で5回の場合	1,798/月	1月の中で全部で5回の場合	入浴なし 1,605/月 入浴あり 1,855/月	
	(総合事業対象者) 要支援2	1月の中で全部で8回まで (入浴なし)	397/回	1月の中で全部で8回まで (入浴なし)	330/回	
		1月の中で全部で8回まで (入浴あり)	447/回	1月の中で全部で8回まで (入浴あり)	380/回	
		1月の中で全部で9回から 10回の場合	3,621/月	1月の中で全部で9回から 10回の場合	入浴なし 3,300/月 入浴あり 3,800/月	
	1単位	10円				
	サービス提供の 考え方	<p>☆総合事業対象者は、原則週1回(場合によっては週2回)</p> <p>☆通所介護・介護予防通所介護又は通所介護相当サービスの定員と生きがいデイサービスの利用定員はそれぞれ定めてください。</p> <p>☆生きがいデイサービスの利用の上限は、要支援1・総合事業対象者は月5回、要支援2(総合事業対象者)は月10回が上限です。</p> <p>☆生きがいデイサービスについて、サービスコードの設定上、通所介護相当サービスの算定項目に沿って記載しなおしています。また、要支援2の9回利用と10回利用は月単位の報酬で同額の設定に変更しています。</p>				

# 通所介護の指定事業者が行うサービスと報酬 (R8.6.1改定後)

サービス種別		通所介護相当サービス	生きがいデイサービス (通所型サービスA)
		加算等算定内容	
対象外算定項目 支給限度額の	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	回数単位での請求の場合・・・1回につき所定単位数の5%加算	
		月単位での請求の場合・・・1月につき所定単位数の5%加算	
	同一建物減算 ※支給限度額の対象外算定項目 支給限度基準額の算定の際、 当該減算前の単位数を算入	包括報酬での利用者(要支援1・総合事業対象者) - 376/月	なし
		包括報酬での利用者(要支援2・総合事業対象者) - 752/月	
		回数単位での利用者(要支援1・要支援2・総合事業対象者) - 94/回	
	生活機能向上グループ活動加算	100/月	
	若年性認知症利用者受入加算	240/月	
	栄養アセスメント加算	50/月 ※算定要件等は、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱に準じる。	
	栄養改善加算	200/月	
	口腔機能向上加算 ※算定要件等は、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱に準じる。	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) 150/月	
(2)口腔機能向上加算(Ⅱ) 160/月			
一体的サービス提供加算	480/月		

# 通所介護の指定事業者が行うサービスと報酬 (R8.6.1改定後)

サービス種別		通所介護相当サービス	生きがいデイサービス (通所型サービスA)
		加算等算定内容	
支給限度額の対象外算定項目	<p><b>サービス提供体制強化加算</b></p> <p>※算定要件等は、令和3年度介護報酬改定後の通所介護におけるサービス提供体制強化加算の取扱に準じる。</p>	<p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>① 事業対象者・要支援1 「88単位」(1月につき・週1回程度の通所)</p> <p>② 事業対象者・要支援2 「176単位」(1月につき・週2回程度の通所)</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>① 事業対象者・要支援1 「72単位」(1月につき・週1回程度の通所)</p> <p>② 事業対象者・要支援2 「144単位」(1月につき・週2回程度の通所)</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>① 事業対象者・要支援1 「24単位」(1月につき・週1回程度の通所)</p> <p>② 事業対象者・要支援2 「48単位」(1月につき・週2回程度の通所)</p>	なし
	<p><b>介護職員等処遇改善加算</b></p> <p>※利用定員の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護等と通所介護相当サービスを一体的に行う場合には、通所介護等と通所介護相当サービスの利用定員を合算した人数</li> <li>通所介護等、通所介護相当サービス、生きがいデイサービスを一体的に行う場合には、通所介護等と通所介護相当サービスの利用定員を合算した人数(生きがいデイサービスの人数は合算しない。)</li> <li>通所介護相当サービスと生きがいデイサービスを一体的に行う場合には、通所介護相当サービスの利用定員に読み替えた人数(生きがいデイサービスの人数は合算しない。)</li> </ul> <p>※通所介護等とは、通所介護と地域密着型通所介護のこと。</p>	<p>利用定員が19人以上</p>	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ…所定単位数の111/1000加算
			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ…所定単位数の120/1000加算
			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ…所定単位数の109/1000加算
			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ…加算所定単位数の118/1000加算
			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)…加算所定単位数の99/1000加算
			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)…加算所定単位数の83/1000加算
	<p>利用定員が19人未満</p>	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ…所定単位数の117/1000加算	
		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ…所定単位数の127/1000加算	
		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ…所定単位数の115/1000加算	
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ…加算所定単位数の125/1000加算			
(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)…加算所定単位数の105/1000加算			
(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)…加算所定単位数の89/1000加算			

# 通所介護の指定事業者が行うサービスと報酬 (R8.6.1改定後)

サービス種別	通所介護相当サービス	生きがいデイサービス (通所型サービスA)
	加算等算定内容	
<b>生活機能向上連携加算</b> ※算定要件等は、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準じる。	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100/月 (3月に1回を限度とする。*) ※利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除く。	なし
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200/月	
<b>口腔・栄養スクリーニング加算</b> ※算定要件等は、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準じる。	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20/回 (6月に1回を限度とする。)	
	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5/回 (6月に1回を限度とする。)	
<b>科学的介護推進体制加算</b>	40/月 ※算定要件等は、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱に準じる。	
<b>定員超過による減算</b>	通所型サービス費所定単位数の70/100算定 一体的に運営する場合でも、それぞれの定員で超過した場合に減算対象となります。	
<b>看護・介護職員の欠如による減算</b>	通所型サービス費所定単位数の70/100算定 人員基準欠如は、一体的に運営する場合は全体の利用者に対しての人員配置で考えます。	
<b>高齢者虐待防止措置未実施減算</b>	所定単位数の1%減算	
<b>業務継続計画未策定減算</b>	所定単位数の1%減算 ※感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。	
<b>事業所が送迎を行わない場合による減算</b>	-47/片道につき ※月額報酬1,798単位を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、月額報酬3,621単位で算定している場合には、752単位の範囲内で減算する。	

## 通所型サービスの人員、設備等基準 (R8.6.1改定後)

項目	通所介護相当サービス	生きがいデイサービス(通所型サービスA)
<b>管理者</b>	常勤専従1人 ※管理上支障がなければ他の事業所等の職務兼務可能	専従1人 ※管理上支障がなければ他の事業所等の職務兼務可能
<b>生活相談員</b>	専従1人以上(P10※1 ※3)	必須としない
<b>看護職員(P10※2)</b>	専従1人以上 (提供時間帯を通じて専従の必要はないが、当該看護職員は、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。) (定員10人以下は、看護職員又は介護職員いずれか1以上)	
<b>機能訓練指導員</b>	1人以上(他の職務兼務可能) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を含む。	必須としない
<b>介護職員</b>	15人以下専従1以上 15人超利用者1人につき専従0.2人以上 (利用者5人につき1人)(P10※1)	15人以下専従1以上 15人超利用者1人につき必要数 ※通所介護等と一体的に運営する場合には、通所介護等の基準を満たし、支障がない場合については、従業者の数は、通所介護等の利用者に通所型サービスAの利用者を含めた数で算定することもできる。
<b>通所介護等と一体的に運営する場合の介護職員数の考え方</b>	<p>通所介護・通所介護相当サービスの定員数は、現行どおり一体的に定めることができますが、生きがいデイサービスは別で定員を定める必要があります。そのため、定員による介護職員の人員配置の考え方は以下の例を参考にしてください。</p> <p>◆通所介護等と生きがいデイサービスを一体的に運営する場合の例 通所介護等利用者20名と生きがいデイサービス利用者10名、合計30名の利用者で配置 (15人につき専従1名)+(15人×専従0.2人)=専従4名の配置</p> <p>◆通所介護等と生きがいデイサービスを単独又は併設で運営する場合の例 通所介護等利用者20名・・・(15人につき専従1名)+(5人×専従0.2人)=専従2名の配置 生きがいデイサービス利用者10名・・・15人以下専従1以上のため専従1名の配置</p>	

## 通所型サービスの人員、設備等基準 (R8.6.1改定後)

項目	通所介護相当サービス	生きがいデイサービス(通所型サービスA)
<b>設 備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>○静養室・相談室・事務室</li> <li>○消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>○必要なその他の設備・備品</li> </ul> <p>※通所介護等と一体的に運営する場合には、通所介護等の基準を満たすことをもって、上記基準を満たしているものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>○消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>○必要なその他の設備・備品</li> </ul> <p>※通所介護等と一体的に運営する場合には、通所介護等の基準を満たすことをもって、上記基準を満たしているものとみなす。</p>
<b>運 営</b>	<p>現行の通所介護事業と概ね同様 モニタリングは1ヶ月に1回</p>	<p>現行の通所介護事業と概ね同様 モニタリングは3ヶ月に1回</p>

※1 生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤

※2 平成27年6月三重県長寿介護課「通所介護事業所(利用定員11人以上)における看護職員の配置について」に準じる。

※3 平成28年3月三重県長寿介護課「生活相談員の資格要件の変更について」に準じる。

## 伊勢市介護予防ケアマネジメントの類型及びプロセス (R8.6.1改定後)

類型	サービス単価	サービス内容	プロセス
ケアマネジメントA	基本報酬 442/月 初回加算 300/月(1月のみ) 委託連携加算 300/月(1人につき1回) 高齢者虐待防止措置未実施減算 : 所定単位数の1%減算 業務継続計画未策定減算 : 所定単位数の1%減算 ※令和7年4月1日 から適用 介護職員等処遇改善加算 : 所定単位数の21/1000加算 ※要支援1・2のみ	【訪問型サービス】 訪問介護相当サービス 暮らし応援サービス(A1) いきいきお口訪問・いきいき栄養訪問(C) 【通所型サービス】 通所介護相当サービス 生きがいデイサービス(A)	アセスメント ケアプラン原案作成 生活支援会議(A型) サービス担当者会議 利用者への説明・同意 ケアプランの確定・交付 サービス利用開始 モニタリング(3ヶ月ごと)※ ※モニタリングの実施方法については、 「伊勢市介護予防・日常生活支援総合 事業手引き」の「4.介護予防ケアマネジ メント実施の手順」でご確認ください。
ケアマネジメントB	基本報酬 361/月 初回加算 300(1月のみ) 介護職員等処遇改善加算 : 所定単位数の21/1000加算	【訪問型サービス】 しるばー応援隊サービス(A2) ちょこっと応援サービス(B) 【通所型サービス】 ちょこっとデイサービス(B1) 暮らしデイサービス(B2) いっしょにデイサービス(B3)	アセスメント ケアプラン原案作成 生活支援会議(B型) (サービス担当者会議) 利用者への説明・同意 ケアプランの確定・交付 サービス利用開始 モニタリング(6ヶ月ごと)
ケアマネジメントC	基本報酬 207/月 初回加算 なし 介護職員等処遇改善加算 : 所定単位数の21/1000加算	上記以外の介護保険外サービス(インフォーマル)やサロン・宅老所等の利用のみとなる場合  ※1月のみのマネジメントであるが、必要に応じて地域包括支援センターがモニタリングを実施	アセスメント ケアマネジメント結果表作成 利用者への説明・同意 ケアマネジメント結果表の交付 必要に応じて利用するサービス 提供者等への情報提供 サービス利用開始